

有効期間 5年(令和12年12月31日まで)

令和7年12月18日

各部長・参事官  
各所属長様

交通部長  
(交通規制課)

「警察行政手続オンライン化システム」により申請される道路使用許可  
関係手続の取扱要領について(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第77条に規定する  
道路使用許可業務については、「道路使用許可手続取扱要領の制定について」(令  
和7年12月18日付け警察本部長通達)に示されたところ、「警察行政手続オンラ  
イン化システム」(以下「本システム」という。)により申請される道路使用許可  
関係手続の取扱要領を、別添のとおり定め運用することとしたので、誤りのないよ  
うにされたい。

本件担当 規制第一係  
警 電 ■■■■■

## 別添

### 「警察行政手続オンライン化システム」により申請される道路使用関係手続の取扱要領

#### 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 77 条に規定する道路使用許可業務につき、警察庁が構築した「警察行政手続オンライン化システム」（以下「本システム」という。）に申請される道路使用許可申請、道路使用許可の変更の届出及び道路使用許可の再交付の申請（以下「道路使用許可申請等」という。）の手続（以下「道路使用許可申請手続」という。）について、必要な取扱要領を定めるものである。

#### 2 法令等の準拠

本システムにより申請される道路使用許可申請等（以下「オンライン申請」という。）における許可の取扱いは、法、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）、広島県道路交通法施行細則（昭和 35 年広島県公安委員会規則第 15 号。以下「細則」という。）及び「道路使用許可手続取扱要領の制定について」（令和 7 年 12 月 18 日付け警察本部長通達。以下「基本通達」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

また、オンライン申請の取扱いについては、「広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」（令和 3 年広島県公安委員会規則第 7 号）及び「広島県警察における警察共通基盤システムによる警察行政手続オンライン化システム運用要領の制定について」（令和 7 年 12 月 12 日付け警察本部長通達）に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

#### 3 本システムによる道路使用許可関係手続の対象

本制度による道路使用許可関係手続の対象は、法第 77 条第 1 項に掲げる行為及び細則第 12 条に掲げる行為に係る許可のうち、e-Gov から本システムを通じて申請され、申請内容が確認可能な道路使用許可申請等とする。

#### 4 基本的取扱要領

##### (1) オンライン申請の基本的取扱要領

本制度は、道路使用許可申請手続をオンライン化するものであり、その基本的な取扱要領は基本通達と変わるものではない。

##### (2) オンライン申請手順

申請者は、本システムにより、前 3 の申請を実施するものとする。申請者の申請手順については、別紙「オンライン申請の手順」のとおりである。

##### (3) オンライン申請の受理の取扱い

本制度においては、その取扱上、オンライン申請を受理した場合、手数料の納付前から審査が行われることとなる。

手数料の納付を欠く申請は、補正を要する形式上の要件に該当しない申請であって、原則として、オンライン申請の到達をもって道路使用許可の申請を完了したことにはならず、制度の趣旨を鑑み申請完了前に先行的審査を行うものである。

なお、標準処理期間の起算日については、オンライン申請到達日（行政庁の休日を除く。）となる。ただし、申請者が補正のため要した期間は、標準処理期間から除くものとする。

#### (4) 道路使用許可の申請日等の取扱い

本制度においては、手数料の納付前に、「手数料納付が行われた場合においては許可又は不許可とする」ことの意味決定を行うこととなる。

原則として、道路使用許可の申請日は、手数料の納付により、形式上の要件を具備する申請となり、申請が完了した日（手数料納付日）をもって取り扱うこととなるが、本システムでは、申請者において申請した日が記載された状態の申請書となるため、申請日と納付日が異なることとなる。

なお、審査の結果、手数料免除又は適用除外規定に該当すると判断した申請については、補正事項がなくなった時点で申請が完了し、許可の意味決定日をもって許可日となることに注意すること。

### 5 具体的取扱要領

#### (1) 本システムに到達した申請データの確認

警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の許認可事務を担当する警察職員は、開庁日において、適宜、本システムに到達している申請データを確認するものとする。

#### (2) オンライン申請データの確認

担当警察職員は、前(1)のオンライン申請の内容を確認し、道路使用許可申請等の対象にあたらぬものについては、申請者にその旨通知して説明の上、オンライン申請を取下げよう依頼するものとする。

#### (3) 申請先が誤っている申請の取扱い

申請先が誤っている場合については、行政手続法上は補正の対象ではないが、補正指示機能により、申請者等に対して提出先の修正を求めるものとする。

ただし、2警察署管内にかかる道路使用許可申請の場合で、基本通達に示されている提出先と異なる警察署等に申請された場合は、転送機能による転送ができるものとする。

#### (4) オンライン申請データの補正

担当警察職員は、受付を行った申請の内容を確認し、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に規定されている申請の形式上の要件（以下「申請の形式上の要件」という。）に適合しない申請については、補正指示機能により、申請者に対して補正を求めることができるものとする。

なお、上記に該当しない申請等であって、申請者等の修正を要するものについては、行政手続法上は補正の対象ではないが、補正指示機能により、申請者等に対して当該申請等の修正を求めるものとする。

#### (5) 申請データの出力等

オンライン申請データで、形式上の要件に該当している申請については、担当警察職員は申請書類及び添付書類を次のとおり出力等するものとする。

ア 道路使用許可の申請

(ア) 出力部数

「広島県交通安全活動推進センターに対する業務委託に関する事務処理要領の制定について(例規通達)」(昭和62年4月1日付け広交規第285号)に基づき調査対象とするものについては2部、その他のものについては1部

(イ) 出力したものの取扱い

別記様式第1号に定める道路使用許可オンライン申請管理簿(以下「管理簿」という。)に、許可番号を付して申請者名、使用場所等必要事項を記載するものとする。

許可番号については、警察署ごとに「30001～」を使用するなど、基本通達及び手続サイトに基づくものとは別の一連番号を付して管理するものとする。

イ 道路使用許可証の記載事項変更届及び同許可証の再交付の申請

(ア) 出力部数

1部

(イ) 出力したものの取扱い

基本通達の要領に従い取り扱うものとする。

(6) 審査

オンライン申請に基づく許可等を行うにあたり、申請手数料を納付すべきものについては「手数料納付の上は」という条件を付し、基本通達に即して許可等の意思決定及び手続を行うものとする。

(7) 手数料の納付

審査申請のうち、手数料の納付を要するものについて、本システムで納付依頼を行い、来署した申請者に対し、前記(5)で出力した申請書を確認させ、手数料の納付を求めるものとする。

手数料の納付を確認したものについては、申請が完了したものとして受理し、本システム上で手数料の納付確認済みにするるとともに、管理簿へも記載するものとする。

千代田交番、油木交番及び東城交番での納付を行う場合は、別記様式第2号の取扱簿で管理するものとする。

(8) 審査結果入力

担当警察職員は、申請等の審査が終了したときは、審査結果入力機能により、当該申請等の審査結果を入力し、審査終了の処理を行うこと。

なお、申請の形式上の要件に適合しない申請等(相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、申請の不備が補正されない申請を含む。)を拒否するときは、当該申請の審査結果を「形式上要件不適合」とし、審査終了の処理を行うこと。

(9) 申請者への連絡及び交付

審査が終了した申請等のうちオンラインで処分通知等を行うものについて、

交付機能により、交付物を作成し、当該交付物を申請者に連絡し交付することができる。

(10) 再交付申請の取扱い

再交付の申請については、基本通達に準じて取り扱うが、手数料の納付後、速やかに再交付が行えるようするものとする。

6 取扱場所

オンライン申請にかかる事務は、警察署、分庁舎及び交通部高速道路交通警察隊本隊で行うものとする。

分庁舎で取扱う場合は、分庁舎で別記様式第1号の管理簿を備え付けるものとし、その取扱いについて管理するものとする。

7 不許可処分又は一部不許可処分

不許可処分又は一部不許可処分については、基本通達に即して取り扱うものとする。

8 オンライン申請の処理確認

担当警察職員は、本システムを確認し、道路使用許可申請等について一覧が示す日の取扱内容と突合して、受領漏れ等処理の遺漏がないか確認するものとする。

9 抹消

本システムで取り扱う情報は、手続終了から一定期間経過後に自動的に抹消される。

10 安全の確保

(1) 情報セキュリティ

本システムの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、情報セキュリティポリシー（広島県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年広島県警察本部訓令第21号）及び同訓令に基づく各規程に定める情報セキュリティに関する事項をいう。）に定めるところによる。

(2) 管理対象情報の分類

本業務に係る管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	気密性	完全性	可用性
オンライン化警察行政 手続情報	2（中）	2（高）	2（高）

(3) 個人情報の取扱い

ア 本業務で取り扱う個人情報は、警察本部運用管理者又は警察署運用管理者の保有情報とする。

イ 個人情報の取扱いに関しては、本業務の目的以外での利用等の不正使用がな

いように、適正に管理すること。

11 文書等の保存

文書等の保存については、次のとおりとする。

文 書 名	保存期間	備 考
道路使用許可等オンライン申請管理簿	3年度	道路使用許可のみ
道路使用許可等オンライン申請取扱簿	3年度	警察署において保存

## 別紙

### オンライン申請の手順

- 1 申請者が、e-G o V電子申請アプリケーションよりログインする。  
申請者にてe-G o Vアカウント、もしくはGビス ID、Microsoft でログインし、「**手続検索**」を押下する。
- 2 申請者がオンライン申請を行う手続きを検索する。  
各種手続検索方法からオンライン申請を行う手続情報を検索する。
- 3 申請者情報と連絡先情報などの基本情報を確認する。
- 4 申請様式に沿って申請内容を入力する。
- 5 添付書類、提出先情報を設定し、申請内容入力後、「**内容を確認**」ボタンを押下する。
- 6 申請内容を確認し「**提出**」ボタンを押下してオンライン申請を行う。
- 7 提出結果を確認する。
- 8 e-G o Vから受領した申請を確認する。
- 9 e-G o Vから受領した申請の受付を行う。
- 10 申請案件一覧より当該申請を検索する。
- 11 申請案件状況より当該申請のステータスを確認する。
- 12 担当者の目視により形式的要件を確認する。
- 13 形式的要件を満たしていない場合、申請者に対し補正依頼を行う。
- 14 訂正内容を確認し提出する。
- 15 担当者による審査を経て、結果を反映する。
- 16 申請案件状況よりステータスと通知内容を確認する。
- 17 審査結果に問題がない場合、交付物の作成を行う。
- 18 審査結果に問題がない場合、交付を行う。
- 19 ステータスが「**審査終了**」となっていることを確認し、到達番号リンクを押下して申請案件状況から交付物を確認する。
- 20 申請案件状況から交付物を取得する。
- 21 交付物取得状況が取得済となっている申請を確認し、手続終了を行う

## 道路使用許可オンライン申請管理簿

警察署（隊）

許可番号	記載月日	申請者名	使用の場所（区間）	使用期間	到達番号 (受付番号)	許可区分	受理月日	許可月日	交付日	備考
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	
	/						/	/	/	

注1 様式記載欄については、使用頻度の高いものを不動文字として予め記載し、○で囲むなどの方法により運用して差し支えない。

注2 許可番号は、通常の道路使用許可とは別の一連番号を使用し、重複を避けること。

注3 許可区分欄には、道路交通法第77条第1項の1号～4号（4号にあっては、広島県道路交通法施行細則第12条の1～10号）の区分を明記しておくこと。

注4 基本通達における道路使用許可申請取扱処理簿同様の管理を行うこと。

道 路 使 用 許 可 等 オ ン ラ イ ン 申 請 取 扱 簿  
( 年 月 日分)

交番

取扱簿 番号	許可 番号	申請者名	使用の場所（区間）	使用期間	受理 月日	取扱日		納付		備考
						送付	返却	納付日	取扱者	
					/	/	/	/		
					/	/	/	/		
					/	/	/	/		
					/	/	/	/		
					/	/	/	/		
					/	/	/	/		
					/	/	/	/		
					/	/	/	/		

注1 様式記載欄については、使用頻度の高いものを不動文字として予め記載し、○で囲むなどの方法により運用して差し支えない。

注2 取扱簿番号は、幹部交番ごとに通年の一連番号を使用すること。

注3 基本通達における道路使用許可申請取扱処理簿同様の管理を行うこと。